

長崎市告示第450号

長崎市宅地のがけ災害対策費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月12日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市宅地のがけ災害対策費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

長崎市宅地のがけ災害対策費補助金交付要綱（平成26年長崎市告示第188号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>長崎市宅地のがけ災害対策費補助金交付要綱 (補助対象工事)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象がけの災害対策工事（補助対象者が共有者であって、他の共有者全員の同意がない場合は民法（明治29年法律第89号）第252条の保存行為に該当する工事に限る。）で、本市内に本店を有する法人又は本市内に住所を有する個人に請け負わせる災害対策工事とする。</p>	<p>長崎市宅地のがけ災害対策費補助金交付要綱 (補助対象工事)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象がけの災害対策工事（補助対象者が共有者であって、他の共有者全員の同意がない場合は民法（明治29年法律第89号）第252条の保存行為に該当する工事に限る。）で、本市内に本店を有する法人又は本市内に住所を有する個人、<u>かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者に請け</u>負わせる災害対策工事とする。</p>

2 [略]

2 [略]

第2号様式中「で、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市宅地のがけ災害対策費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされる申請に係る補助金から適用し、同日前にされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。